

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（連結の範囲等に関する記載）</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、<u>連結財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとする。</u></p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>（連結の範囲等に関する記載）</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、<u>次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>一   重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>二   重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>三   重要な引当金の計上基準</p> <p>四   退職給付に係る会計処理の方法</p> <p>五   重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>六   連結財務諸表の作成の基礎となつた連結会社の財務諸表の作成に当たつて採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>七   重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定す</p>

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第十三条の二 財務諸表等規則第八条の二の二(第三項及び第四項を除く。)の規定は、重要な会計上の見積りについて準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第十四条の四 財務諸表等規則第八条の三の三第一項及び第二項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 「略」

2 「略」

る会計処理をいう。第十五条の七第一項及び第三項において同じ。  
)の方法

八|| のれんの償却方法及び償却期間

九|| 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

十|| その他連結財務諸表作成のための重要な事項

「条を加える。」

(未適用の会計基準等に関する注記)

第十四条の四 財務諸表等規則第八条の三の三第一項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 「同上」

2 「同上」

3 金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（同条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

「一・二 略」

「4～6 略」

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七 第十五条の五の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。以下この項及び第三項において同じ。）が適用され

3 金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（同条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

「一・二 同上」

「4～6 同上」

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七 第十五条の五の二に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物を

ていないデリバティブ取引 取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

二 「略」

2 前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3 第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。第四十三条の二第一項第二号において同じ。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（収益認識に関する注記）

第十五条の二十六 財務諸表等規則第八条の三十二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同項第三号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

いう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3 第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（収益認識に関する注記）

第十五条の二十六 財務諸表等規則第八条の三十二第一項の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(注記の方法)

第十六条 「略」

2 第十三条の二から第十四条の三までの規定による注記は、第十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により記載すべき注記(第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。)は、第十三条の二から第十四条の三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

「一・二 略」

「4・5 略」

(流動資産の区分表示)

第二十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第二号から第二号の三までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一 「略」

二 受取手形

二の二 売掛金

(注記の方法)

第十六条 「同上」

2 第十四条から第十四条の三までの規定による注記は、第十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により記載すべき注記(第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。)は、第十四条から第十四条の三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

「一・二 同上」

「4・5 同上」

(流動資産の区分表示)

第二十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一 「同上」

二 受取手形及び売掛金

「号を加える。」

二の三 契約資産

〔三〇八 略〕

〔二〇四 略〕

5|| 第一項本文の規定にかかわらず、同項第二号及び第二号の二に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権（財務諸表等規則第十五条第二号に規定する顧客との契約から生じた債権をいう。以下この項において同じ。）に限る。）並びに第二号の三に掲げる項目に属する資産のそれぞれについて、他の項目に属する資産と一括して表示することができる。この場合においては、同項第二号及び第二号の二に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに第二号の三に掲げる項目に属する資産の科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一〇四 略〕

四の二 契約負債

〔号を加える。〕

〔三〇八 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔項を加える。〕

（流動負債の区分表示）

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一〇四 同上〕

〔号を加える。〕

〔五〇八 略〕

〔二〇五 略〕

6|| 第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号の二に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四（第四項を除く。）の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第四十三条の二 その他の包括利益累計額は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 〔略〕

二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

〔三〇五 略〕

2 〔略〕

〔五〇八 同上〕

〔二〇五 同上〕

〔項を加える。〕

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第四十三条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

〔三〇五 同上〕

2 〔同上〕

(売上高の表示方法)

第五十一条 「略」

2|| 前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもつて代えることができる。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
資産の部	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )

流動資産

【略】

受取手形	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形 (純額)	×××	×××
売掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
売掛金 (純額)	×××	×××
契約資産	×××	×××

(売上高の表示方法)

第五十一条 「同上」

「項を加える。」

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
資産の部	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )

流動資産

【同左】

受取手形及び売掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形及び売掛金 (純額)	×××	×××



<p>貸倒引当金</p> <p style="text-align: right;">△××××</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>契約資産 (純額)</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>××××</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>負債の部</p> <p>流動負債</p> <p>[略]</p> <p>未払法人税等</p> <p style="text-align: right;">××××</p> <p>××××</p> <p>契約負債</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>×××</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: right;">△××××</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>××××</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>××××</p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>負債の部</p> <p>流動負債</p> <p>[同左]</p> <p>未払法人税等</p> <p style="text-align: right;">×××</p> <p>×××</p> <p>×××</p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。